

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

インターネット通販の被害、トラブルが急増しています。



商品名「〇〇〇」「格安」と入力しWEB検索したら事業者がヒットした、商品を購入し代金を指定の銀行口座に振り込んだが商品が届かない。メールを送ったがWEBサイトの事業者と連絡が取れない。返金して欲しいがあきらめるしかないのか。

こんなWEBサイトの事業者は **注！意**

正確な運営情報（運営者氏名・住所・電話番号）が記載されていない

連絡手段がEメールしか無いウェブサイトは危険です。

記載されている情報が実在する住所や電話番号であるか注意が必要です。

正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている

正規販売店の販売価格よりも大幅に安価で販売されている場合、真正品であるか慎重に判断する必要があります。

日本語の表現が不自然である

機械翻訳のような不自然な日本語表記がされているウェブサイトには要注意です。

支払い方法が銀行振込のみとなっている

クレジットカードが利用できないケースが多くあります。

口座名義人が事業者の名称や運営者氏名と異なっている。



「信用情報」と「信用情報機関」

【相談事例】

住宅ローンを組んで住宅の購入を考えていますが、過去に自分が利用したクレジットなどの利用履歴を見ることができると聞きました。

どのようなものか具体的なことを教えてください。

【アドバイス】

お金を借りたり商品などを購入する際にクレジットやローンを組むと、氏名、住所、生年月日といった「個人情報」と、取引の内容や返済・支払い状況、利用残高などが「信用情報」として信用情報機関に登録されます。

信用情報機関は、クレジット会社系のCIC(シー・アイ・シー)、貸金業系のJICC(日本信用情報機構)、銀行系の全国銀行協会があり、各機関で情報を共有して、住宅ローンを組む時やクレジットカードを作成する時など、会員会社は顧客の支払い能力や信用状況を確認する参考資料としています。

支払いの遅れや滞納は事故情報(いわゆるブラック)として記録され、5年間その情報が残ります。

自分の情報を見るには、信用情報機関に開示請求を行って下さい。開示の手数料は500円~1,000円で、開示の方法はインターネットや郵送、窓口など、各機関で異なります。

もし事実と異なる記録があった場合は、申し出て修正することができます。

詳しくは

シー・アイ・シー <http://www.cic.co.jp>

日本信用情報機構 <http://www.jicc.co.jp>

全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日~土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分~午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

すみだ消費者センター相談室

